

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年1月29日 午後1時29分～午後2時43分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋 口 博 文
副委員長 成 川 幸太郎
委 員 上 野 一 誠
委 員 井 上 勝 博
委 員 佃 昌 樹

委 員 川 添 公 貴
委 員 福 元 光 一
委 員 中 島 由美子
委 員 帯 田 裕 達
委 員 森 満 晃

○その他の議員

議 員 杉 菌 道 朗
議 員 今塩屋 裕 一
議 員 谷 津 由 尚

議 員 小田原 勇次郎
議 員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監 新 屋 義 文
防災安全課長 新 盛 和 久

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

課 長 代 理 南 輝 雄
議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

1 調査事項

- ・ 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
平成25年度原子力総合防災訓練について

2 審査事件

(継続審査分)

- ・ 陳情第6号 川内原発再稼働反対を求める陳情
- ・ 陳情第7号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書
- ・ 陳情第8号 川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求める陳情
- ・ 陳情第9号 川内原発1号機・2号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書
- ・ 陳情第10号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
- ・ 陳情第11号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
- ・ 陳情第12号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情
- ・ 陳情第13号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

(新規付託分)

- ・ 陳情第14号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情
- ・ 陳情第15号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

- (1) 原子力規制庁の参考人招致の取扱いについて
 - (2) 九州電力の参考人招致の取扱いについて
 - (3) 陳情者の参考人招致の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在、7名からの傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

△平成25年度原子力総合防災訓練について

○委員長（橋口博文）それでは、川内原子力発電所の安全対策に関する調査として、平成25年度原子力総合防災訓練についてを議題とします。

本件については、前回の委員会で当局から報告がありましたが、質疑の中で回答が保留されていたものがありましたので、その部分について当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）それでは、配付してございます川内原子力発電所対策調査特別委員会資料をごらんいただきたいと存じます。

あけていただきまして、1ページでございますが、これは前回のこの特別委員会において、参加した市民の声はどんなものがあつたのかというようなものでございまして、参加した方々の意見をまとめたものでございます。

意見のまとめ方につきましては、PAZ4地区の方々の意見、UPZの参加者の意見、そして関係機関の意見、職員の意見というふうにまとめてございます。

それでは1ページでございますが、1番目、水引地区から参加された方の御意見ということでございます。

避難に子供が参加していなかった。これにつきましては、乳幼児及び水引保育園、水引小学校、水引中学校も参加いたしました。EAL2の段階で避難しておりまして、一般の方の避難とはあわなかったというものでございます。

2番目、救急車が40分おくれた。災害時に不安があるというものでございますが、災害対策本部からの連絡等を徹底していきたいというふうに考えているところでございます。

また、もう1点、実時間実働訓練で今回実施をいたしました。それでは、やはり何時に来るかという部分もわからないわけございまして、事前に到着時間は示さずに、救急車等が出発したあとに到着予定時刻を詰所長等に伝え、それから現場の方々に到着時間を伝えていくような、本当の災害に備えた訓練をしたいというふうに考えているところでございます。

体育館にバスが入らなかったというものについては、これについては、関係課と協議をして入れるようにしていきたいというふうに考えております。訓練の経験を地域の人に、機会あるごとに説明していただきたいということでございまして、これについても、現在やっております出前講座、あるいは本年1月から始めました定期研修、あるいは広報紙等を通じて説明してまいります。

自力で避難できない人の把握が必要であるということでございますが、これまで災害時要援護者の避難支援のため個別計画を策定してきましたが、これは手挙げ方式のため登録者が非常に少なく、申し出率が28%でございました。

一方、昨年6月に災害対策基本法が改正をされて、みずから避難することが困難な市民等の名簿の作成が市に義務づけられました。このことから、全ての避難行動支援者の名簿を作成し、把握していきたいというふうに考えております。

次、港屋外放送は、風向きによって聞き取れない場合があるという御意見でございましたが、港地区には4基の屋外拡声子局がございます。屋外拡声子局からの放送が屋内で聞き取れる距離として300メートルから400メートル、これを設計の基本としてございます。風向きでは聞き取りにくい場合もあると思いますが、災害時には市の広報車等で広く広報もいたしますし、また、個別受信機では各世帯において聞くことができます。

次に、避難時に要援護者を同乗したときの自動車事故に保険があると安心であるというものでございます。これにつきましては、現段階において、個人の保険で対応をしていただくというふうに考えております。

次に、打ち合わせの指示どおりに行動がとれて

いなかった。これについても実時間実働訓練では事前の細かい打ち合わせをせず、現場で詰所長や消防団員等が市民に指示を出すような訓練にしていきたい。その場所を仕切る方がしっかりと市民の方々を動かしていただきたいというふうに考えております。

次、さらに現実性を高めて避難訓練を充実させてもらいたい。これについても県と連携し、実効性を伴う訓練としていきたいというふうに考えております。

2ページをお開きください。

漁協や遊漁船等との協定を結んだほうがよいのではないか。これは、今回、逃げおくれがいるということで、海上自衛隊の艦艇を利用し避難をいたしました。避難の際の協定だというふうに思いますが、避難に協力をもらえるかどうか、そこに船をとめていらっしゃる方がどこに住んでいらっしゃるのかとかいうような課題がございますので、漁協とも協議したいというふうに考えております。また、訓練でもしっかりと漁協に連絡をし、操業中の船にどうやって連絡するかという部分につきましても、海上保安庁と協議をし、漁協とも今協議をしている段階でございます。

次に、職員にテキパキと行動してもらいたいというものでございますが、これについては、職員にしっかりと伝えて、冷静に毅然と訓練に臨むようにしてまいります。

2番目の澗浪地区からの意見でございますが、乗車まで40分待たされた。スクリーニング会場で長時間待たされた。バス酔いしたという御意見でございましたが、今回の訓練は、今までの訓練と異なり実時間実働訓練で実証いたしました。予定の時間は目安であるため、時間の相違については理解をいただきたい。スクリーニング会場では受付をふやすなど、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次、嘱託員の戸別訪問で説明を聞いていたので不安がなかったということで、ありがたい意見をいただいております。

次、経験者が誘導していたので行動がスムーズだった。これについては、誰が対応しないといけないのかわかりませんので、経験者以外の職員もしっかりとスムーズな避難ができるように、研修をしてまいりたいというふうに考えております。

バスが進入できるよう道路整備をしていただき

たい。バス出発時間がおくれたということで、道路整備については、主管課にお伝えをしております。パトカーの先導を伴うバスによる避難であったが、パトカーのルート確認や避難者の点呼に時間がかかったものであるということで、警察のほうから回答をいただいているものでございます。

次、非常袋を持参する訓練はどうか。誘導員より標識設置がよいのではないかというものでございますが、非常袋については、今後、訓練でも取り入れていくように意見等を調整していきたいと思っております。標識設置については、県全域の設置となるために、現状では難しいのかなというふうに考えております。個人また地域で避難ルートを認識していただきたい。また、これについては、各世帯に避難ルートを載せた地図等も配布することを計画しているところでございます。

3番目、峰山地区からの御意見でございますが、避難については行政に任せるだけでなく、地域のリーダーも判断していく必要があるのではないかというもので、おっしゃるとおりでございます。自主避難時においては、地域のリーダーにおいても積極的に行動をお願いしたいというふうに考えております。

3ページをごらんください。

事故の状況を住民に適宜、無線等で提供してもらいたい。今回の訓練では、防災行政無線で11回放送しております。エリアメールを1回広報して、流す情報のタイミング的には全て流しておりますので、問題ないというふうに考えております。今後とも防災行政無線等を活用し、情報の提供を実施していきたいと考えております。

県道43号の拡張の御意見がございました。交通渋滞が心配であるという御意見でございますが、まずはPAZの住民からの避難ができるよう、広報、研修等を通じて住民の方に周知してまいりたいというふうに思っております。また、今年度中に、県が避難時間シミュレーションを公表するというふうに聞いておりますので、それを踏まえて防災計画に反映させていきたいというふうに考えております。

避難者のカードをバーコード化したら受け付けが迅速にいくのではないかという御意見でございますが、これについては、システムの可能かどうか、県とも協議していきたいというふうに考えております。

蒲生高校で情報がなかったということで、これについては、次回の訓練から改善したいというふうに思います。

次、4番目、寄田地区からの御意見でございますが、警察、消防団のメールの情報の乖離があった。詰所無線の改善を図るべきであるということ、一般的に関係機関についてはオフサイトセンタ等で協議をし、その情報で動くというふうに理解しておりまして、情報に乖離があるという部分は非常に考えにくいわけですが、情報伝達のあり方について、関係機関と検討していきたいというふうに思います。また、防災行政無線の移動系については、現在、検討をしている段階でございます。

一番下の○でございますが、自衛隊車両が来なかったというもので、これは自衛隊への連絡が途中漏れたことから、行ったんですけどもおくれて到着したというものでございます。今後、しっかりとそういうことがないようにしていきたいと思います。

4ページをお開きください。

5番目、UPZ参加者からの意見でございます。

UPZに関しては、災害に対する関心が薄いので、住民に認識を深めてもらうことが大事であるというものでございます。これまで余り原子力の防災訓練等に参加されていなかったからかというふうに思いますが、そういうことも踏まえて、住民向けの研修会も新たに始めたところでございまして、今後ともしっかりと広報、あるいは説明をしていきたいというふうに考えております。

次が、要援護者リストの作成、避難場所を探すのが大変であるという部分につきましては、要援護者のリストについては、市が責任を持って作成をいたします。避難場所については、広域避難先の現地視察を実施しているところでございます。今後も、よりわかりやすい地図等を全世帯に配布してまいりたいと思います。

バスが確保されない場合が心配だという御意見でございますが、車両の確保については、県が県バス協会に要請するようになっておりますけれども、市としても万全の対応が取れるように要請をしてまいります。

次、今後も研修を実施してもらいたいという意見で、しっかりと実施をしてまいります。

P F Z・UPZの表示が一般住民には非常にわ

かりにくいのではないかと、これについては、当初から説明して回るときに、おしかりを受けている部分ではございますけれども、3文字ですので、何とかですね、御理解をいただきたいのと、予防的防護措置を準備する区域というのがPAZでございますが、それを一回一回言うのも大変かなというふうに思いますので、しっかりと御理解いただければありがたいと思います。

自治会未加入者の避難状況の確認はどうするんだという部分でございますが、残留者確認等を自衛隊・警察・消防・市により、確認を実施していくというふうにしてございます。

SPEED I情報についても住民に情報提供していただきたい。情報提供は実施してまいります。しかし、SPEED I情報は地図情報であるので、市のホームページ等で掲載するというふうになります。

一番下でございますが、可搬式モニタリングポストを自治会に整備していただきたいというものでございまして、現在、九電等、県を合わせて73カ所のモニタリングポストがございまして、これは常時、県のホームページで見ることができます。さらに、今年度、341台のサーベイメーターを県のほうから貸与を受けましたので、各地区コミ、学校、幼稚園、あるいは社会福祉施設、そういったところには配備をしたいというふうに考えておりますが、自治会ごとに配備することは、現状では非常に難しいのかなというふうに思いますので、そういう現在の放射線量率の測定については、いろいろな媒体で知ることにはできる。あるいは近くにそういう簡易式のものがあるという部分についても、しっかりと広報していきたいと思います。

○の2番目でございますが、避難について、国の指示待ちではなく首長の判断でもよいのではないかと、これは、もう法律上の要請でございまして、原子力災害の場合には、15条通報があった以降は総理大臣の権限になってございますが、国と情報が途絶した場合や、明らかに指示がおくれている場合は、市長の判断で避難指示を出すというふうに地域防災計画の中にも書いてございます。

次、参加機関からの意見でございますが、○の2番目、マスコミの対応に追われ訓練に集中できなかったという部分でございます。写真等を見ますと、避難をする方が見えないぐらいテレビカメ

ラがあったりしております。ですので、訓練においてマスコミとの事前調整、こういうものがないのか県と、調整していきたいと思います。

次は、聾啞協会からでございますが、本人に直接、FAX・メールをしてはどうかというものでございますが、聴覚障害者向けに、現在、市では、文字放送付戸別受信機を55台設置してございます。また、近いうちに8台設置をいたします。63台になりますが、このほかにメール等もされていらっしゃると思いますので、メール等で情報発信できないか、聾啞協会のほうと協議をしていきたいと思います。

一つ飛ばしまして、防災無線やエリアメールをもっと活用してもらいたいということで、先ほど言ったとおり、流すべき情報については、しっかりと11回放送してございます。ただ、エリアメールについては1回、朝8時に使用いたしました。エリアメールは、御承知のようにマナーモードでも鳴り出します。今回の訓練でも学校や会社で一斉に鳴り出して、みんなびっくりしたという話も聞いておりますので、今後、エリアメールを訓練でどういう形で使用するのか、どういう形で広報するのかという部分についても、検討する必要があるかなというふうに考えております。なお、実際の災害のときには、当然、エリアメールは活用していきたいと思います。

6ページをごらんください。

6ページは、職員からの意見でございます。

○の三つ目、串木野港も30キロ圏内であるため、定期船の入港先も計画に反映してもらいたい。いろいろ調べてみました。いちき串木野市のほうに確認をしまして、甌島商船のほうに連絡はされるんですかというふうな質問もしました。これは抜けておりました。ですので、これまで甌島商船への連絡を予定していなかったのも、通信連絡先として甌島商船も入れていきたいというふうに考えております。

以上で、平成25年度原子力総合防災訓練に参加された市民等の意見についての説明を終わります。

御審査よろしく願いいたします。

○委員長（橋口博文）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上で、平成25年度原子力総合防災訓練についてを終わります。

△陳情第6号―陳情第15号

○委員長（橋口博文）次は、陳情審査を行います。ここで一括議題に関して申し上げます。

12月20日の最終本会議において、新たに陳情第14号及び陳情第15号の陳情2件が本委員会に付託されました。

これらの陳情は、継続審査にしております陳情に関連する部分もありますが、一括して審査を行っていくかどうか、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○委員（上野一誠）内容確認ですが、一応、参考人招致のことを今おっしゃっているわけですよね。それで審査を一括で取り扱っていくかという解釈でいいんですか。

○委員長（橋口博文）はい。

皆さんの意見をお伺いしたいと思っております。

それでは、ただいま申し上げましたとおり、陳情第6号から陳情第15号までの陳情10件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、これらの陳情10件を一括議題とします。

まず、新たに付託された陳情2件については、12月20日の本会議において陳情文書表を配付しておりますので、会議規則第98号の規定に基づき、陳情文書表の朗読は省略したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

次に、この陳情2件の内容に関し、当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

△原子力規制庁の参考人招致の取扱いについて

○委員長（橋口博文）まず、原子力規制庁の参考人招致の取り扱いについてに入ります。

前回の委員会では、新規規制基準の適合性審査に関して、原子力規制庁の本庁職員を参考人招致することで決定しました。具体的な調整は委員長に一任していただいておりますので、1月16日の視察調査の際、副委員長と事務局長と一緒に原子力規制庁の担当職員と協議したところです。その結果については、資料1のとおりでありますので御確認いただきたいと思います。なお、日程については、2月18日の午後で対応したいとの連絡があったところです。

それでは、資料1のとおりでよいかどうか、皆さんの意見を出していただきたいと思います。

○委員（川添公貴）委員長におかれまして慎重に調整された結果、2月18日の午後ということで、この日は議員の意見交換会が夕方に予定がされているんですが、委員会は多分13時ごろからだと思うんで、このとおり履行されるように希望いたします。

以上です。

○委員長（橋口博文）今、川添議員から発言がありましたが、それでよかですかね。

○委員（井上勝博）この規制庁の本部から来られるわけですが、これについては、前回この規制庁の職員に質問をしたときに、答えられなかった部分についてということだったと思います。それについては、それをまとめたものを用意していただくことができないですか、議事録を精査した上でですね。そして、さらにそれ以外にも進展があるわけですので、進展内容に沿ってですね、質疑もすると。前回、答えられなかった部分と、そして新しく質疑できるようにということで要請したいと思うんですが、その資料づくりをですね、どうでしょうか。

○委員長（橋口博文）今、それについては、規制庁もそういうふうを考えていらっしゃると思いますので、そういうことでお願いもしてあります。

○委員（井上勝博）当日じゃなくて、事前にですね、事前に。

○委員長（橋口博文）事前にな。それは、ちょ

っと可能け。可能だそうです。

それでは、2月18日に招致を行うこととして、委員会の進め方については、この協議結果を基に調整していきたいと思いますが、質問、御意見はありませんか。これ今、受けたでな。

○委員（上野一誠）もう一回確認です。

一応、日程はこれで構いませんが、今、井上委員が言ったその新たな質問事項と昨年9月26日に規制庁を呼んでやった、その答弁漏れ等の整理ですよ。それで新たにまた委員のほうから、こういう質問をしたいという整理をされるのかされないのか、その取り扱いを少し確認しておきたいと思います。

○委員長（橋口博文）時間的にな、恐らく新しく出してもらっても、まとめ方に時間がかかってできないだろうと。新たに質問事項を出すというのは。規制庁の方が来ていただいて、漏れた分については回答されますから、ほかにまた何か出してされても結構と思いますけれども、そこでぱつと答えができるというのはわかりません。そういう協議はしてきたんですけれども。

○委員（上野一誠）今の話だと、さっき井上委員が言ったのとちょっと違いがあるので、だから改めて確認を取ったんです。だから、それも含めて対応できるというふうな話をされたので、それであれば明確に質問事項を再度、委員に取るのか諮るのかということが整理がされてないから。今、委員長のそういうお考えだと、この間、委員会でぶつけた質問事項、その残した部分だけしか対応はしないよという形の認識でいないといかん。あるいは当日、規制庁が来たときに、この際、質問しておきたいという形で質問をやっていいかどうか、その確認が必要じゃないか。

○委員（川添公貴）資料1を確認したんですけど、今後の見通しについての説明はできないと。見通しちゅうことは、いつ結論が出るかということだろうと推測します。

よって、新規規制基準及び事実と審査状況について説明し、質疑に対応するとなっていますので、今言った通告制を取らなくても、その場である程度の質問には答えるという調整をされたものと理解しています。なお、あわせて前回保留となった部分についても答えるという、この文面のとおり理解してよろしいですよ。そうすると当然、来られたときには、できる範囲で答えていただける。

突発な質問に対してもということによろしいですね。

○委員長（橋口博文）はい。そういうことで確認はしてきたつもりです。

○委員（川添公貴）はい、わかりました。以上です。そう言ういただければ、皆さん十分わかられておられます。

○委員（上野一誠）それは、委員長のほうでそう言われないと。さっきの井上委員の質問とちょっと違いがあるので、あえて確認をしたんです。

○委員長（橋口博文）私の考えは、漏れた分、保留しとった分についての回答をいただいた後に、質問をされても、それには答えになる分は答えるということで聞いておりましたが、ここに書いてあるとおりです。

○委員（上野一誠）それでいいと思います。ですから、その辺は確認をしておかないと、また新たにね、あの質問事項をどうこうというような発言になっていたんで、そういう意味で確認しました。

○委員（福元光一）その日に新たに質問をして答えられなかった場合は、もう一回それについて、また日にちを改めて答弁してくださいということになりかねないと思いますので。やはり、その日に突発的に質問をした場合は、もう答えられないときは答えられないと、もうそれで終わりにしないと、ずっとこういう会議が続いていくような気がするんですけど、どうですかね。

○委員長（橋口博文）それは、もう規制庁から来た方が、質問に対して答えられる部分は答えるということを言うてありますから、答えられない部分もあるかもしれないですよ。

○委員（福元光一）答えられない分はもう答えられないで、それで終わりにするのか、そこを確認したい。

○委員（井上勝博）それは、その質疑をしたあとに、またみんなで考えればいいことであって、やっぱり不誠実な対応をされるようなことがあったら、それはやっぱりせんないかんですよ。答えられませんが、もうそれでおしまいになってしまえば審査できないわけですから。だから、それをした上で、今後についてはまた話し合えばいいんじゃないでしょうか。

○委員長（橋口博文）それもだし、来られて皆さんの質問を受けて、答えられなかった分については、再度またこっちから規制庁に回答をくだ

さるようお願いをしたならねと思っておいかなや。まず、そういうふうにはできないもんかな。

○委員（佃 昌樹）突っ込んだ話、誰が来るの。どんなポストの人が。

○事務局書記（瀬戸口健一）人選につきましては、今後、原子力規制庁と協議して決定する形になるかと思います。今現在では、まだどなたが来られるかというのははっきりしてないところでございます。

○委員（佃 昌樹）この前、事前交渉に行かれたと思うんだけど、やっぱり責任ある回答ができる地位の人というのかな。やっぱり一々上司に尋ねていかんと、または規制委員会の許可を得ないととかなってくるとな、何も出てこない。だからその辺のところは、ある程度責任持って答えられる人をね、やっぱり招致してもらいたいなと思います。その辺のところをこちらから要望できるかどうかわからないけれども、そうじゃないと空回り部分がいっぱい出てきそうな気がしますね。そう思うんですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○事務局長（田上正洋）正副委員長と一緒に原子力規制庁に参考人招致についてお願いに行きました。その際の対応は広報室長という方で行いましたけれども、この資料1に書いてありますとおり新規制基準と、それから事実としての審査状況について説明をし、質疑にしっかり対応すると。新規制基準の策定にかかわった方がいらっしゃるようでしたので、質疑については対応をきちっとしていただけるというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）もちろん、その方は審査状況の進展についても、川内の1、2号機の審査のグループの中には入っていらっしゃると、こういうことですね。

○事務局長（田上正洋）そのグループの中に入っておられるかどうかについては確認はしておりますが、事実としての審査状況については、ちゃんと説明できますと明言されましたので大丈夫だと思います。

以上です。

○委員（佃 昌樹）あとの審査状況についても書いてあるからな。そのグループの一員であれば詳しく状況説明ができるだろうと思うけれども。

ともかく何回も同じことをやるんじゃなくて、やっぱりきちっと説明のできるちゅうことで、こっちはもう理解をしています。だから、ある程度の突っ込んだ質問もね、出てくる可能性があるということは、やっぱり規制庁のほうにも伝えとってもらわないと、何回もやるわけにいかんからね。そのように改めてまた何回も行き来するんじゃなくて、そういうこともあり得るよということは内々に伝えておいていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） それでは、2月18日に原子力規制庁の参考人招致を行うこととし、委員会の進め方は、この協議結果を基に調整していきますので御承願います。

△九州電力の参考人招致の取扱いについて

○委員長（橋口博文） 次に、九州電力の参考人招致の取り扱いについてに入ります。

前回の委員会では、音波探査データに関する計測線などについて確認する必要があるため、九州電力の参考人招致を決定しました。しかしながら、1月16日、地震調査研究推進本部の視察調査の中で詳細な説明を受けたことから、九州電力の参考人招致が必要であるか確認したいと思います。何か御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 推進本部との関係で、九州電力の評価と食い違いがあったということが、どのように説明を規制委員会にしているのか。それをですね、わかりやすく解説をしていただきたいと思います。そこら辺がですね、データというかネットで見てですね、非常にわかりにくいと。専門家同士のこのやりとりですので、それを我々にもわかるように説明をいただきたいというふうに要望したいと思います。

○委員（川添公貴） 今おっしゃった御意見は、見解の相違がある点を正したいということは十分理解はしますが、まだ規制委員会において、その地震の影響、それから地震の評価等々を含めて宿題として出されていて、規制委員会が確たる結果論を出していない状況において、一方の意見だけを聞くちゅうのはいかがなもんかなという思いもします。ついては、九電において来ていただくとするならば、原子力規制委員会がしかるべき判断をした後等に検討したらどうかと思います。現段階において、断層におけるいろんな16データと

かそういうのによって違うちゅうのは十分、地震推進本部で勉強しましたし。じゃあ、ここで差についてどう見解を言うのかということ、また、なかなか回答は出ないだろうと思いますんで、しかるべき回答が出る時期に再検討をされるように、私は希望したいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 九州電力に求めたいのは、規制委員会でどのような説明をされたのかということなんです。それが専門家同士のやりとりなので、それをもっとこの委員会でもわかるように、整理して説明していただきたいということなので、九州電力がもう既に規制委員会で説明したことで、九州電力としては、それは何ら問題がないはずだと思うんですが。だから川添委員が言われるように、規制委員会で結論が出てしまったあとではですね、やっぱり我々の声が審査に届かないということにもなりますので、そういうふうにお願いしたいと思うんですね。

○委員長（橋口博文） ほかに何かありませんか。

○委員（上野一誠） さきの委員会です。今後のスケジュールの中で、参考人として規制庁、また、陳情者、九電というのを一旦諮ったわけですね。それで決定をしたことは事実です。ただ、その九電を呼ぶということが今、活断層の違い等々、その審査の考え方をどういうふうに規制庁に説明したかという捉え方からすると、あの推本の考え方、また、ここで九電が説明をした相手とすれば、個人的に私はもう参考人は必要ないと思います。この現段階においてはですね。その取り扱いを推本で確認をした。その国の考え方を確認をしたことをよしとするか、あるいは、それで納得しないというだけの見解だというふうに思いますよね。ですから、そういうことからすると、推本は推本として、自分たちの審査手法が、最終判断がいろんな学者を含めて最終的な見解を持った判断だということを説明されましたよね。その中で九電は九電として、そういう審査会等を持って審査に当たったと。その違いについては、推本はしっかりとした根拠を持ってやったという説明をします。最終的にはこれを事業所がどうするか、国としては、推本が示したそういう審査手法を参考にしなさいというふうに示していますよね。これをどういうふうに受けるかは、きょうの説明でもわかるように、質問がきょうの九電の現地調

査であって、今、審査の中での見解を示しているという説明をされました。そうすると、参考人をここに呼んだときにですね、果たしてそのことが具体的にどうこうと明確に言えるかどうかというのは、今、審査の段階と判断すれば、この参考人の時期は少し考えたほうがいいと、これは個人的な考えです。

○委員長（橋口博文）ほかには。

○委員（佃 昌樹）时期的なものは大切だと思うんですね。ただ、私たちが陥りやすい、今、皆さんが陥っているだろうと私が感じているのは、安全部分だけしか見てないんですよ。市民の立場で言うと、再生可能エネルギーについてはどういうふうに九電は取り組んでいるんですか。さらに電気料金について総括原価方式が出てきているけれども、きょう見たように、工事費がこんなにかさんでくることによって電気料金がどう変わっていくんですか。こういうね、総体的なものが私は必要だと思うんです。そういう見方をしないとね、ただ原子力の現場ばかり見て安全のどうのこうのと、それだけじゃないはずなんです。私たちは市民生活をどういうふうに安心・安全を担保していくかということについて、この場でいろいろ侃々諤々やらないかんわけです。そういうことからするとね、時期をいつにするかということは極めて大事なんです、やっぱり、やらざるを得ないんじゃないかなと思いますよ。それはね、だから経理の部分も必要になってくるだろうし、または社会情勢についても、どういう判断をしているかもいろいろ聞かならん問題も出てくるし、だから全くやらないということではなくて、時期を選んでやっぱり実施をせざるを得ないんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）それでは、今の御意見を聞いてみれば、时期的に判断をして、九州電力の参考人招致については進めたほうがよかろうという意見ですので、そういうことでよかですかね。

それでは、そういうことでよろしく願います。

△陳情者の参考人招致の取扱いについて

○委員長（橋口博文）次に、陳情者の参考人招致の取り扱いについてに入ります。

今後の審査については、先ほど御協議いただい

たとおりですが、これが進みますと陳情者の参考人招致に入っていく必要があります。今後、提出される陳情もあろうかと思いますが、既に陳情も10件となっておりますので、どのように参考人招致を進めていくかについて御協議いただきたいと思います。

まず、陳情者の参考人招致の進め方について、正副委員長においてたたき台をつくりましたので、これを基に協議したいと思います。

それでは、資料を配付いたします。

ただいま配付いたしました資料について、書記に説明させます。

書記の説明をお願いします。

○事務局書記（瀬戸口健一）それでは、ただいまお配りしました資料2、陳情者の参考人招致の進め方について説明いたします。

こちら資料2のおもては招致の方法について、裏については招致の時期について記載してございます。

一括して説明いたします。

まず、おもての1、招致方法についてをござんください。

下のほうに※印1から※印6まで記載してございますが、今回の陳情者の招致に当たりましては、※印1に記載のとおり、同一の陳情者が複数の陳情を提出している場合は、同じ日に招致を行ってはどうかということでございます。

また、※印2に記載のとおり、同一の内容の陳情につきましては、可能な限り同じ日に行うこととしてはどうかということでございます。

したがいまして、上の表をござんいただきたいと思いますが、左端のほうに①から⑥まで記載してございますが、①の陳情第6号、陳情第8号、陳情第12号につきましては、陳情者が同じでありますので、同じ日に行ってはということであり

ます。同様に、④陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号につきましても、同じ陳情者でありますので、同じ日に行ってはどうかということでございます。

また、①のうち陳情第12号と、その下の②陳情第13号につきましては、陳情内容が同じでありますので、これにつきましても、可能な限り同じ日に行ってはどうかということでございます。

同様に、下のほうの⑤と⑥、⑤の陳情第14号

と⑥陳情第15号につきましても、同じ内容の陳情でございますので、可能な限り同じ日に行ってはどうかということでございます。

また、もう一度、下の※印のほうを見ていただきたいと思いますが、※印3、1、陳情につきましては、質疑時間を含めて、概ね30分程度の審査としてはどうかということでございます。なお、陳情趣旨の説明につきましては、冒頭に概ね10分以内で行っていただくということ。

また、※印4ですが、団体からの陳情につきましては、原則、代表者を招致することとし、都合が悪い場合は、代表者が指名した役員等をかわりに招致できるものとしてはどうかということでございます。

また、※印5ですが、連名による陳情がありますが、その場合は陳情者全員が対象となりますけれども、招致につきましては3人以内とする。

また、※印6ですが、補助者の申し出があった場合は1人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って正式に決定するというところでどうかということでございます。

以上が、招致の方法でございます。

続きまして、裏のほうを見ていただきたいと思います。

2、招致の時期についてでございます。

今後の他の行事等の関係で、委員会を開催できる日程が限られていることから、下の日程表のとおり2月19日水曜日から、21日金曜日、太枠の期間ですが、この期間、2日間程度で調整してはどうかということでございます。

なお、陳情者の御都合もありますので、3月12日水曜日を予備日として調整してはどうかということであります。

以上が、招致方法、招致時期についての説明であります。

以上で終わります。

○委員長（橋口博文） ただいま招致方法及び招致時期を説明しましたが、まず、招致方法について協議をします。

何か御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 冒頭に10分、それから質疑時間が30分、最大で1陳情につき40分。そして、それぞれの陳情について40分ずつやるということになると……。

○委員長（橋口博文） 30分。

○委員（井上勝博） 冒頭に10分というのは……。30分に含めてですか。

○委員長（橋口博文） 30分の中の10分。

○委員（井上勝博） それぞれの10の陳情について、最大30分ずつやるんだという理解でよろしいんですか。

○委員長（橋口博文） はい。

説明を10分、質疑時間を20分見て、委員の方の質疑をな。それで30分、1件につきそういうことで。

○委員（井上勝博） ここに、前回、3号機増設のときの質疑時間とかというのは、何か資料がありますか。

○事務局書記（瀬戸口健一） 前回の資料等を確認しましたら、同様にこのような説明が10分、全体を含めて30分程度で進めていくという形になっておりました。

○委員（川添公貴） 前回のときはですね、30分のうち10分、補足説明いただいて、20分の質疑応答で組んではいたんですけど、そこは柔軟に対応を確かしたはずです。15分発言されていた方もおいでだったし、質疑応答が20分を越えた30分もあった。140何件ありましたから、あったやには覚えているんですけど。規則じゃなくて一通りの目安として、概ね30分の範囲内のうちの10分、20分と枠と決めておかないと、ある陳情者の方は20分ぐらい延々と話をしやった方もおいでだったんで、この方法で進められるほうがいいんじゃないかとは思うんですけど。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 陳情の趣旨を文章に全部したためというのは、かなり至難のわざですよ。陳情の内容を見てみても、かなり端折った部分もあるなというふうには思うんですが。委員の皆さんにわかっていただくように説明をするには、やっぱり10分というのは非常に短い時間です。これで、こういうことで反対を表明しますという趣旨説明に10分しかないというのは、これはやっぱりちょっときついなという思いがしますので、何かそこら辺が、今回はこんなに短くなかったと思うんですよ。割と1審査に1時間程度かかっていたはずなんです。だから、もうちょっと緩めてもいいんじゃないかなと、そんなに現状では件数が多くないわけですから。

それとですね、次の審査の時期とも絡むんですが、2月に設定をしているというのは、かなり早いんですよね。まだ規制委員会がどういうふうな結論を出すか、皆目見当も立っていない中で参考人の招致をするということについてですよ。どうしてこの時期になったのかなという疑問もありますので、直接的に陳情者と参考人招致の時期とがつながりよということではないんですが、一つの疑問として、どうしてこの時期なのかなちゅうのはありますので、あとでそれを議題にしてください。

ともかく10分でというような趣旨説明にしては、ちょっと余りにも短過ぎるなというふうには感じます。これは、せっかく陳情を出した人からすればですね、こんな時間では思っていることの半分も到底言えないと、半分も表現できないということであれば、何のための参考人招致であったのか意図がわからなくなりますので。そこはやっぱり柔軟に考えていいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） 今、川添委員のほうからもありましたように、3号機増設のときの審査のやり方が、調べてみたらこういうふうでやっとなということですが、その10分と言っておりますけれども、そこら辺はやっていかたで、大目に見るところは見えていかなければいかんじゃないかなと思っはいるんです。そして、また、時間が最低30分で切らないかんということじゃないわけですから、やっぱり陳情者に対しても誠意を持ったやり方をして、審査をしていかないかんというふうに思うわけですが。目途として30分を基礎として決めとったほうがよかじゃないかなということで立てたわけであります。

○委員（上野一誠） 陳情者がですね、同じ人、今回は大分同じ人が多いですね。新たにどういふ陳情が出てくるかわかりませんが、陳情者が違う場合、そうした場合に、ある程度の時間のですね、大体いつごろ来てくださ、何時ごろ来てくださというの、参考人の中で通告というか、概ねこのぐらいの時間ですよというの、予定時間ですよというの、当然しなきゃいけませんよね。ですから、そうからすると一定の時間をこうやって決めるということは大事です。佺議員が言われた、10分でどうなのかというの、今、委員長が言うようにですね、一応、方向性はびしっと決めていて、ただ、その時間の幅をどのぐらい持つかと

いうのがやっぱり大事だと思うんです。それからすると、30分で終わるのもあれば終わらんのもあるかもしれませんね、内容によってはね。そういう中からすると、一応、基本的なことは正副委員長で十分議論されて検討されたんでしょうから、それをして、10分しかないんだよという捉え方じゃないので、そこは十分説明を参考人にはしていただいて、やると。それで、あとどのぐらいの余裕があるかというのは、日程の中でですね、ある程度のもを決めておかないと、次の御案内をするときに同じ人でありやそんなにあれですけど、やっぱりそこあたりも幅をどうするかは、少しやっぱり思っ持っていたほうが、委員会運営上、いつまでもだらだらやっっていくわけにいかんので、その辺が大事だと思いますね。

○委員（川添公貴） さきほどの話の続きなんですけど、陳情の趣旨については、もう陳情書で集約されて出されているという条件を踏まえて、その趣旨に対して補足説明をするのに概ね10分ということであるとするならば、10分の表現ちょっと延びてもですね、15分なりの、上野委員もおっしゃったように表現ができるだろうと。ただし、この案の中でですね、非常に陳情者にとって配慮された部分があるとするならば、陳情第6号、8号、12号が鳥原良子氏なんですよ。1陳情につき10分となっていますんで、これ3陳情ですから30分あるということ、理解せざるを得ない。この文書からいくと。当然その方向でセットを正副委員長のほうでされるんだろうと思いますんで、一人の方が10分しかないんだけど、上野委員もおっしゃったように、そこは柔軟に見てやる。大きな目安としてこのような方向でいくということ、セットされれば、十分願意が聞けるものと推察しております。

以上です。

○委員長（橋口博文） 時間的には、まず原則としてこういうことで決めましたけれども、こういう参考人招致で進めて、また時間が足らないところは、さっきも出ましたように、内容も同じであるし、また、代表者の方も同じの方でありますので、そこら辺はまた委員会が円滑にいくように努力はしていかないかなというふうに思っ持っています。

それでは、招致方法については資料のとおりで取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

その佃委員から話が出ました19、20、21日に、なぜこの時期にしたのかということで、実は16日の日に規制庁に行くということで、それと、その規制庁の方がいつの日がいいかということで、実は18、19、20、21日の四日間を示してきたわけでありまして。そういうことで四日があいといえばということで、議会のほうでも日程調整をする中で、この日に何も組んでないということでありましたので18日に規制庁に来てもらって、そのあと19日から20日の日に陳情者の参考人招致をしたらどうかというふうに考えて決めたわけでありまして。この日にわざわざこういうふうにしたっじやのして。そういう日程が議会のほうですいているということでありましたので計画をいたしました。

それでは、招集時期についてを協議したいと思います。

何か御意見がありましたら出してください。

○委員（佃 昌樹） 結論のないものを本当に参考人招致するということが妥当なのか。結局、何らかの結論があつて、その結論に対して私たちはこう考えます、私はこう考えますというふうに陳情してくる。または意見を申し上げる。それが本来の姿じゃないかなと思うんですよ。何も決まらない中で審査をするということ自体がどんなものかね、本当にそれでいいのかなという思いがします。だから、ある程度、結論めいたものがきちっと出て、それに対して住民として市民としてこう考えます、このように思いますという意思表示をするのが一つの陳情だろうと思うんですよね。審査をするとなると、私どもはそれに対して審査をしていく。もう私の考え方は間違っているのかなと思うんだけど、皆さんはどう思われるのかわかりませんが。

○委員（川添公貴） まず、陳情の捉え方としては、事がなす前に、事が起こる前に出すのも陳情の一つだろうという捉え方もあると思うんです。今、佃委員がおっしゃったように、結論が見えないもの、ないものに対して意見を言うのは言えない、審査しにくいというのは、結論のないものに対してはなかなかそういう考え方もあるかと思うんです。まず、この陳情に関しては、まず、

陳情第6号に関しては、反対を求めるという結論を出した中で陳情の趣旨なり等をうたっているんで、どういうそこに至った経緯及び願意については、やはり聞いておく必要があるだろうと思います。陳情自体が、結果があるものに対しては陳情決議文、いろんなものがあるんですけど、結果がないものに対しても陳情を出すのが通常のやり方、陳情、請願のあり方だと思っていますんで、その願意については、結論に至らなくても、やはり願意については聞いておく必要があるんじゃないかと思うのが1点です。

次に、2点目です。

陳情第6号に関しては、平成25年5月29日に提出をされております。ついては、もうかれこれ年をまたいで1年になろうかとしていますし、この一点だけを審査するというわけにはいかないだろうと思います。大体同じような陳情がありますので、次の陳情が平成25年6月13日、平成25年8月29日、概ね1年近く半年以上たつてますんで、ここでやはり陳情者の方をお持たせ過ぎるというのもよくないと思いますんで、こころ辺で願意をとりあえず1回聞いておこうということで、この日程としてはいいんじゃないかということで、私の意見としては申し上げたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 3号機のときには、確か参考人招致というのをやったあとにですね、そのあとそんなに時間をかけないで委員会での採決ということが行われたわけですね。だから本来ならば陳情者の意図をですね、ちゃんと聞いた上でいろいろ調整を進めるという考え方というのは、それはそうだと思うんですけれども。ただ、今までの経過からいったら、何か陳情者の意向を聞いたらもう判断すいという話の流れになったらですね、先ほど佃議員も言われたように、まだ規制委員会での審査も終了してない。この時期もまだよくわかっていないし、それが終了したとしても、今度は住民説明会も行われるわけですね。そういったことを考えるとですね、まだまだ我々としては、いろんな調査を進めておくというものがいっぱいあるんじゃないかなというふうに思うので、機動的にちょっとそんなに早くする必要はないんじゃないかなというふうに思いますが。しかも余にも3日間ぐらいの日程、2日と書いてありますね、

2日間程度と書いてありますが、2日間でもう一気にやってしまうというのもですね、少しスケジュールをこなすような感じがするものですから、慎重審議をする必要があるんじゃないかということから、この日程は余りにも早過ぎるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。

○委員長（橋口博文）ほかの方は、副委員長。

○委員（成川幸太郎）話を進めている中で、この陳情というのは出されたときにこういう要旨で陳情されたら、それに対しての意見は早く聞いてもいいんじゃないか。審議を聞いて結論を出すということではありませんので、今後いろいろ想定すると、やはり他の陳情も提出される可能性も十分あるんじゃないかと。これがたまたままったときに、それこそ日程を詰めながらまた詰め込んでいくということも大変じゃないかということで、正副委員長会議の中でも、いろいろ検討して、あいた時間があれば早い機会に陳情をされた人の意見も聞いて、今後の何らかの結論が出たときの判断材料にすべきじゃないかということで、時間を見たら、あと議会が始まっていくとなかなか取れないということで、この期間、先ほど説明がありましたように、四日間はあけておいてくださいということでしたので、この四日間のどこかでしていったほうが、また日程を詰める必要もないんじゃないかということで決めてきているんですけど。結論を出すというわけじゃないから、要旨として聞く部分は構わないんじゃないかなと私は気がするんです。

○委員長（橋口博文）副委員長が今言われたように、陳情の方を参考人にして、そのときすぐ審査をして決めるわけじゃないわけですから、いろんなことを説明ももらいながら、委員の方も意見を言って、また、井上議員が言われたように、これは今後も調べてみないかなというのも一つの参考になると思いますし。私は時期的にやってもそう悪くはないんじゃないかと思っております。

○委員（上野一誠）いろいろお考えはあると思いますけれども、決してこの陳情を慎重に取り扱っていない、あるいは、いいかげんに扱っているということは全くないんであって、それがゆえに今回まで慎重に扱って、議論をずっとこういう形で対応してきたというのが事実ですね。ですから、今、国のそういう安全審査も行われていますけれども、内容を見るとですね、いろいろと再稼働反

対、あるいは1・2号機反対という内容であって、規制基準そのものをですね、かなり否定している部分もあります。ですから、これは後でも先でも願意がわかってないですね、やっぱりどうしようもないので、議会日程等を含めて正副委員長で議論をされて、こういう日程、スケジュールでやりたいということであればですね、十分それを我々は理解をしていきたいと。最終的にこれが結論を出すに当たっては、すぐ出せる出せないという議論もありますので、十分願意を聞いて、その中で我々委員会は参考にするという方向で、こういう日程上、進めていただきたいというふうに思います。

○委員長（橋口博文）それでは、招集時期については資料のとおり調整することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、陳情者の参考人招致について整理ができましたので、2日間、19、20、21までの……。

○委員（佃 昌樹）20日は都合が悪い。病院をずっと前から予約してある。

○事務局書記（瀬戸口健一）きょうの委員会を終えまして、早速、陳情者のほうと日程調整を進めまして、早い時期にいつお呼びするか、その日程を皆さんにお知らせできるようにしたいと思います。ただいまの佃委員の件も踏まえまして調整したいと思います。

○委員長（橋口博文）佃委員の言われた日程を省いてですね、20日の日は、のかせていただこうように。

それでは、陳情者の参考人招致について整理ができましたので、これらを基に招致の調整を行うこととし、招致の手続については委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、陳情者の参考人招致の取り扱いについてを終わります。

△陳情10件の取扱い

○委員長（橋口博文）それでは、ここで陳情の

取り扱いについて申し上げます。

閉会中に委員会を開催しますので、陳情の取り扱いについては改めて確認することとします。ついでに、本日の陳情審査はここまでとし、陳情第6号から陳情第15号までの審査を一時中止します。

△閉 会

○委員長（橋口博文） 本日の日程は全て終了しました。

以上で、本日の委員会を閉会したいと思います
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、
川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第14号	受理年月日	平成25年12月5日
件 名	川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市神田町1番10号 北薩ブロック平和センター 議長 瀬戸 ちえみ		
要 旨			
2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震と、これによる津波がもたらした福島原発事故の結果、今なお15万人近くの人々が故郷を追われ、放射能汚染被害により暮らしが破壊され、汚染水漏れに象徴されるように事故はいまだ収束していない。 しかしながら、九州電力は2013年7月、川内原発1・2号機に係る新規制基準の適合性審査申請を行い、早期の再稼働を目指している。 1 事故を繰り返さないためには事故原因の究明が大原則であるが、事故現場を徹底的に調査・検証した「規制基準」が作られていないこと。 2 要援護者を含めた実際に役立つ広域避難計画が策定されておらず、2013年10月11日・12日の国による原子力総合防災訓練でも住民避難等の実効性が不確かであることが明らかになり、住民の安全が確保されていないこと。 3 原発事故が起これば県内全域にわたって「原発被害自治体」となり得るにもかかわらず、原発建設・運転の事前同意手続が九州電力との間に定められていないこと。 4 原発を稼働させなくても電力の安定供給に不安がないことが明らかになり、発送電分離・電力自由化による省エネ・再生可能エネルギーを軸にした脱原発のエネルギー政策への早急な転換が求められていること。 以上のことを踏まえ、住民の安全・安心が損なわれかねない川内原発再稼働に反対し、下記事項について貴議会が陳情を採択されるとともに、鹿児島県知事へ意見書を提出されるよう陳情する。 記 県民の安心・安全な暮らしに責任を持つ鹿児島県知事は、以下の事項が実施されない限り、川内原発1・2号機の再稼働について拙速に同意をしないこと。 1 原発事故「被害自治体」になるおそれのある地域の住民、自治体議会及び首長から川内原発1・2号機再稼働の同意を得ること。 2 原子力規制委員会が福島第一原発の事故現場に立ち入り、原因究明に係る現場の状況を徹底的に調査・検証し、これに基づいて事故の再発を防止できる「規制基準」を策定すること。 3 川内原発に係る地震・活断層、火山、原子力防災、さらには放射性廃棄物処理などについて、「電力業界の虜」でない専門家による鹿児島県独自の委員会を設置し、技術的な助言を得て、県が主体的に国及び九州電力などに対応できるようにすること。			

受 理 番 号	陳情第 15 号	受理年月日	平成 25 年 12 月 5 日
件 名	川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市入来町副田 3976 番地 荒武 重信		
要 旨			
2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震と、これによる津波がもたらした福島原発事故の結果、今なお 15 万人近くの人々が故郷を追われ、放射能汚染被害により暮らしが破壊され、汚染水漏れに象徴されるように事故はいまだ収束していない。 しかしながら、九州電力は 2013 年 7 月、川内原発 1・2 号機に係る新規制基準の適合性審査申請を行い、早期の再稼働を目指している。 1 事故を繰り返さないためには事故原因の究明が大原則であるが、事故現場を徹底的に調査・検証した「規制基準」が作られていないこと。 2 要援護者を含めた実際に役立つ広域避難計画が策定されておらず、2013 年 10 月 11 日・12 日の国による原子力総合防災訓練でも住民避難等の実効性が不確かであることが明らかになり、住民の安全が確保されていないこと。 3 原発事故が起これば県内全域にわたって「原発被害自治体」となり得るにもかかわらず、原発建設・運転の事前同意手続が九州電力との間に定められていないこと。 4 原発を稼働させなくても電力の安定供給に不安がないことが明らかになり、発送電分離・電力自由化による省エネ・再生可能エネルギーを軸にした脱原発のエネルギー政策への早急な転換が求められていること。 以上のことを踏まえ、住民の安全・安心が損なわれかねない川内原発再稼働に反対し、下記事項について貴議会が陳情を採択されるとともに、鹿児島県知事へ意見書を提出されるよう陳情する。 記 県民の安心・安全な暮らしに責任を持つ鹿児島県知事は、以下の事項が実施されない限り、川内原発 1・2 号機の再稼働について拙速に同意をしないこと。 1 原発事故「被害自治体」になるおそれのある地域の住民、自治体議会及び首長から川内原発 1・2 号機再稼働の同意を得ること。 2 原子力規制委員会が福島第一原発の事故現場に立ち入り、原因究明に係る現場の状況を徹底的に調査・検証し、これに基づいて事故の再発を防止できる「規制基準」を策定すること。 3 川内原発に係る地震・活断層、火山、原子力防災、さらには放射性廃棄物処理などについて、「電力業界の虜」でない専門家による鹿児島県独自の委員会を設置し、技術的な助言を得て、県が主体的に国及び九州電力などに対応できるようにすること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文